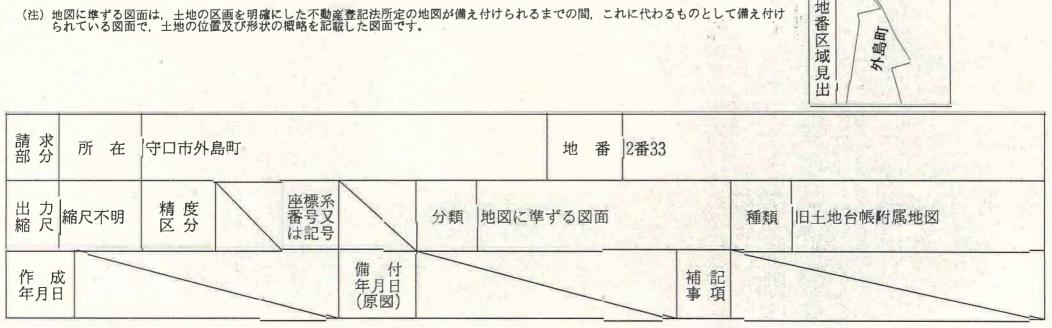


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年12月11日 大阪法務局守口出張所

請求番号:4-4 (1/1)

登記官

高井幸治

